

公益社団法人日本老年精神医学会 入会金及び会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本老年精神医学会（以下「この法人」という。）定款第9条の規定に基づき、この法人の入会金及び会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 入会金は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

正会員 0円

賛助会員 0円

(年会費)

第3条 年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

正会員 1万円（ただし、評議員である正会員は2万円）

賛助会員 1口 3万円

2. 団体である賛助会員は、1口につき2名を1事業年度における登録会員とすることができる。

3. 事業年度途中で入会した会員についても、当該入会年度の会費として前項に定める金額を支払うものとする。

4. 第1項の年会費は、全額を一括して納入するものとし、分割することはできない。

(変更)

第4条 この規程は、定款第9条の規定により、社員総会の決議によって変更することができる。

附 則

(施行日)

1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。